

## 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の設定について

建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格は、下記により決定するものとする。

### 1 対象業務

競争入札に付する建設コンサルタント業務等のうち設計額が50万円を超えるもの

### 2 設定方法

$$\begin{aligned} \boxed{\text{最低制限価格}} &= \boxed{\text{最低制限基本価格}} \times \boxed{\text{ランダム係数}} \\ \boxed{\text{最低制限基本価格}} &= \text{予定価格} \times 80\% \\ \boxed{\text{ランダム係数} (\alpha)} &= 1.00000 \leq \alpha \leq 1.00187 \\ &\quad (\text{小数点以下5桁まで設定}) \end{aligned}$$

※ランダム係数は、開札直前に入札会場において、パソコン等によるランダム関数に基づき算出します。

※最低制限価格の変動範囲は、予定価格の概ね80.00%～80.15%とします。

### 3 数値の取扱い

- (1) 算定の際に使用する予定価格、最低制限価格及び最低制限基本価格は、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。
- (2) 最低制限基本価格における1,000円未満の端数は、切上げとします。
- (3) 最低制限価格における1,000円未満の端数は、切捨てとします。

### 4 実施時期

令和2年4月1日以後に開札を行う入札から実施します。

※「建設コンサルタント業務等」とは、測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいいます。